

仕 様 書

業 務 名 : 小月雨水 3 号幹線布設工事に伴う建物等事後調査業務

実施箇所 : 下関市 小月駅前一丁目

業務内容 : 建物等事後調査 9 件 (建物 3 棟、工作物 6 箇所)

1. 総則

1-1 一般事項

この仕様書に定めのない事項については、契約図書、「山口県業務委託共通仕様書」及び「工損調査標準仕様書(案)(中央用地対策連絡協議会)」によるものとする。

(1) 受注者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。

- ① 関係法規法令を厳守すること。
- ② 業務に伴い、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- ③ 定められた期間内に業務を完了するよう作業の円滑化に努めること。

(2) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場の解釈及び委託業務の細目については、発注者と協議の上指示を受けなければならない。

(3) 管理技術者及び照査技術者

- ① 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め発注者に届けるものとする。
- ② 照査技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験技術を有する技術者でなければならない。

1-2 履行

(1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

(2) 協議等は協議簿で行うこと。

(3) 業務が完了したときは、速やかに報告し完了検査を受けること。

(4) 成果品に不良箇所が発見された場合、速やかに訂正・補足しそのほか必要な措置を講じなければならない。

2. 業務

2-1 業務内容

建物等事後調査 9 件 (建物 3 棟、工作物 6 箇所)

(1) 立入り及び立会い

工損調査のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得ること。また、調査のため建物等の立入り調査を行なう場合には、原則として権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ること。なお、調査のため第三者の土地への立入り、または一般の交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのあるときは、受注者は、予め監督員と

細部に渡り打ち合わせを行なうものとする。監督員の承認なく第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。

(2) 調査

調査内容及び報告書作成については、監督職員と協議し業務を進捗すること。

(3) 現地踏査

調査区域の現地踏査を行い、事前調査結果と比較の上、土地及び建物等における損傷状況を把握すること。

(4) 調査内容

(ア) 事前調査結果に基づく、土地及び建物の損傷状況確認

なお、損傷箇所については、写真撮影を行う。その際、対象箇所を指示棒等により指示し、損傷名及び程度等を明示した黒板等と同時に撮影を行うこと。

(イ) 建物等の所在地並びに所有者の氏名及び住所

(必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等調査を行なうこと)

(ウ) その他調査の作成に必要な事項

(5) 打ち合わせ等

打ち合わせ及び成果品納入時は、管理技術者及び照査技術者が必ず立会すること。協議及び現場等で打ち合わせを行った場合は、その都度協議簿を作成し監督職員に提出する。また、協議簿は成果品に併せて提出すること。打ち合わせ協議は、業務着手時及び主要な区切りにおいて行なうこと。

(6) 算定

建物等に工事に起因する損傷があった場合、すみやかに発注者へ報告するとともに、建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定について協議すること。

2-2 成果品

成果品は以下の通りとし、報告書はA 4サイズを標準とすること。

- ・調査図面
- ・報告書製本版（協議簿・写真帳・図面等を含む）2部
- ・電子データ 1式

なお、成果を取りまとめる際は、事前調査結果と対照させ、損傷度合いの判断が容易となるよう工夫すること。

3. その他

3-1 共通事項

- (1) 本業務を円滑に実施するため、各関係者及び管理者（周辺地主等）と十分協議・調整を行うこと。
- (2) 特記仕様書（別紙2）及び特記事項（別紙3，4）を遵守すること。

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本この契約の履行の妨害又は本この契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。